

民間賃貸住宅家賃補助金制度(平成31年度)

1 制度について

古平町では移住・定住促進の施策として、古平町にお住まいになる方へ、民間賃貸住宅の家賃補助を行います。

2 対象者等について

補助を受けるためには、以下の全てに該当する必要があります。

- ① 世帯全員が平成28年1月1日以後に住民登録した者であって、当該住民登録した日以前5年までの間に住民登録されていないこと。
- ② 賃貸する住宅が占有の玄関・便所・浴室を有し、30㎡以上の床面積があること。
- ③ 世帯員に当年度の個人町民税課税標準額が300万円を超える方がいないこと。
- ④ 世帯員に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 生活保護世帯でないこと。
- ⑥ 世帯に国家公務員または地方公務員がいないこと。

3 補助額について

以下の計算により決定され、上限を月額1万円とします。

計算式: 家賃月額 × 20% 又は 10%

補助割合は世帯により異なります。

- ・賃貸契約者が40歳以下または18歳以下の者を養育している方……………20%
- ・それ以外の方……………10%

なお家賃月額には共益費及び駐車場代を除きます。また勤務先等からの住宅手当が支給されている場合はその金額を除いた金額を、家賃月額とします。

4 補助の申込みについて

補助の申込みには、下記の書類を提出する必要があります。

- ① 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ② 賃貸契約書の写し
- ③ 住宅間取図
- ④ 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- ⑤ 世帯全員の所得証明書

なお上記以外にも補助制度の基準がありますので、詳しくは別紙要綱をご覧になるか、下記に問い合わせください。